

# 令和6年度東播磨「農」のブランド化推進事業(東播磨の持続可能な「農」の創造)実施要領

## 第1 趣旨

東播磨地域の農業について、輸入に頼る化学肥料だけでなく緑肥や堆肥を利用した環境にやさしい農業を進め、東播磨の地域資源を活用したSDGs農業を図る。

## 第2 事業の内容等

事業の種類及び内容等は別表1のとおりとする。

## 第3 事業実施の期間

事業実施の期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

## 第4 推進体制

この事業の実施にあたっては、東播磨県民局（加古川農林水産振興事務所及び加古川農業改良普及センター）が適正かつ効率的に実施されるよう事業主体への指導、助言を行うものとする。

## 第5 実施等の手続き

- 1 第2の事業を実施しようとする事業主体は事業実施計画書（別紙様式第1号）を東播磨県民局長（以下、「県民局長」という。）に提出する。
- 2 県民局長は事業実施計画書（別紙様式第1号）の提出があった時は内容を審査の上、適当と認められる時はこれを承認する。

## 第6 事業の変更

- 1 事業の軽微な変更は次に掲げるものとする。  
事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
- 2 第6の1に定める軽微な変更該当しない変更を実施する場合、事業主体は事業変更計画書（別紙様式第2号）を県民局長に提出する。
- 3 県民局長は事業変更計画書（別紙様式第2号）の提出があった時は内容を審査の上、適当と認められる時はこれを承認する。

## 第7 事業実績の報告

事業主体は事業が完了した時は事業完了後1ヶ月以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書（別紙様式第3号）を県民局長に提出する。

第8 本事業の実施にあたっての留意事項については別記に定めるところとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は県民局長が別に定めることができるものとする。

附 則 この要領は令和6年4月1日から施行する。

別表 1

事業の種類	事業主体等	対象経費等	補助率
東播磨「農」のブランド化推進事業 (東播磨の持続可能な「農」の創造)	農業協同組合、営農組合、農業法人、農業者等の組織する団体、商工会議所 等	1 ヘアリーベッチ等の緑肥作物による土づくりにかかる経費 2 ヘアリーベッチを活用した農産物等の認知度向上にかかる経費	1 は定額 ただし 10aあたり 10,000 円以内  2 は 1 / 2 以内  (千円未満の端数は切り捨てる。)